

議案第25号

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月2日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例

渋川市介護保険条例（平成18年渋川市条例第248号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「応じ」の次に「それぞれ」を加え、同項第1号中「第38条第1項第1号」を「第39条第1項第1号」に、「37,000円」を「38,300円」に改め、同項第2号中「第38条第1項第2号」を「第39条第1項第2号」に、「48,100円」を「49,700円」に改め、同項第3号中「第38条第1項第3号」を「第39条第1項第3号」に、「55,500円」を「57,400円」に改め、同項第4号中「第38条第1項第4号」を「第39条第1項第4号」に、「68,100円」を「70,400円」に改め、同項第5号中「第38条第1項第5号」を「第39条第1項第5号」に、「74,100円」を「76,600円」に改め、同項第6号から第9号までを次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者 91,900円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項

に規定する要保護者をいう。以下同じ。) であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 99,500円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 114,900円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 122,500円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

第2条第1項第10号中「129,600円」を「134,000円」に改め、同条第2項中「所得の少ない」を「前項第1号に掲げる」に、「前項第1号に該当する令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「22,200円」を「22,900円」に改め、同条第3項中「令

和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「22, 200 円」を「22, 900 円」に、「37, 000 円」を「38, 300 円」に改め、同条第 4 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「22, 200 円」を「22, 900 円」に、「51, 800 円」を「53, 600 円」に改める。

第 4 条第 1 項中「当該被保険者資格」を「第 1 号被保険者の資格」に改め、同条第 2 項中「当該被保険者」を「当該第 1 号被保険者」に改め、同条第 3 項中「第 38 条第 1 項第 1 号イ」を「第 39 条第 1 項第 1 号イ」に、「(1)」を「同号イ(1)」に、「及びニ」を「若しくはニ」に、「又は第 8 号ロ」を「、第 8 号ロ又は第 9 号ロ」に、「当該被保険者」を「当該第 1 号被保険者」に、「第 38 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで」を「第 39 条第 1 項第 1 号から第 9 号まで」に改める。

第 7 条第 2 項第 3 号中「受けよう」を「必要」に改める。

附則第 5 条第 1 項第 1 号中「すべて」を「全て」に改め、「(昭和 25 年法律第 226 号)」を削り、同項第 2 号から第 7 号までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「すべて」を「全て」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)
第 8 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 2 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア及び第 9 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額(当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする

- 。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。
この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
 - 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。
この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の渋川市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

第8期介護保険事業計画に基づく介護保険料率の改定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ<u>それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>38,300円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> <u>49,700円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> <u>57,400円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> <u>70,400円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> <u>76,600円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>91,900円</u></p> <p><u>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>99,500円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（</u></p>	<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ</u> _____ <u>当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者</u> <u>37,000円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者</u> <u>48,100円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者</u> <u>55,500円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者</u> <u>68,100円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者</u> <u>74,100円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者</u> <u>88,900円</u></p> <p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> <u>96,300円</u></p>

令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 114,900円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 122,500円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 134,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,900円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,900円」とあるのは、「38,300円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,900円」とあるのは、「53,600円」と読み替えるものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 111,100円

(9) 次のいずれかに該当する者 118,500円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が300万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 129,600円

2 所得の少ない 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する令和2年度 における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,200円」とあるのは、「37,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,200円」とあるのは、「51,800円」と読み替えるものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当

ものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当する者 28,200円

(2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当する者 28,200円

(3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当する者 35,300円

(4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受ける者(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当する者 31,800円

(5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当する者 31,800円

(6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当する者 38,800円

(7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当する者 45,900円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当する者 35,200円

ものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当する者 28,200円

(2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当する者 28,200円

(3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当する者 35,300円

(4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受ける者(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当する者 31,800円

(5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当する者 31,800円

(6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当する者 38,800円

(7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当する者 45,900円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当する者 35,200円

- (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当する者 35, 200円
- (3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当する者 38, 800円
- (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当する者 42, 400円
- (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当する者 42, 400円
- (6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当する者 45, 800円
- (7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当する者 49, 400円
- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当する者 35, 200円

- (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当する者 35, 200円
- (3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当する者 38, 800円
- (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当する者 42, 400円
- (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当する者 42, 400円
- (6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当する者 45, 800円
- (7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当する者 49, 400円
- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当する者 35, 200円

- (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当する者 35,200円
- (3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当する者 38,800円
- (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当する者 42,400円
- (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当する者 42,400円
- (6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当する者 45,800円
- (7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当する者 49,400円

第6条・第7条 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)
第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア及び第9号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項

- (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当する者 35,200円
- (3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当する者 38,800円
- (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当する者 42,400円
- (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当する者 42,400円
- (6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当する者 45,800円
- (7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当する者 49,400円

第6条・第7条 (略)

に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

第8期介護保険事業計画における第1号被保険者保険料について

1 被保険者数

単位：人

	第7期	第8期	伸び率
第1号被保険者(65歳以上) (A)	77,591	79,480	102.4%
第2号被保険者(40歳～64歳)	75,569	72,051	95.3%
合計	153,160	151,531	98.9%

2 要介護(支援)認定者数

単位：人

	第7期	第8期	伸び率
第1号被保険者(65歳以上)	14,361	14,101	98.2%
第2号被保険者(40歳～64歳)	261	284	108.8%
合計	14,622	14,385	98.4%

3 介護保険料算定経過

単位：円

	第7期	第8期	伸び率
標準給付費見込額(B)	24,963,571,928	26,656,500,084	106.8%
総給付費	23,407,343,000	25,270,936,000	108.0%
特定入所者介護サービス費等給付額	961,263,000	801,297,234	83.4%
高額介護サービス費等給付額	502,895,000	462,217,802	91.9%
高額医療合算介護サービス費等給付額	73,222,000	103,710,000	141.6%
算定対象審査支払手数料	18,848,928	18,339,048	97.3%
地域支援事業費(C)	1,320,393,000	1,309,433,295	99.2%
介護予防・日常生活支援総合事業費	628,801,000	725,153,295	115.3%
包括的支援事業・任意事業	691,592,000	584,280,000	84.5%
第1号被保険者負担分相当額(D)=(B+C)×23%	6,045,311,934	6,432,164,677	106.4%
調整交付金相当額(E)	1,279,618,646	1,369,082,669	107.0%
調整交付金見込額(F)	1,391,623,000	1,420,534,000	102.1%
財政安定化基金償還金(G)	0	0	—
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(H)	0	67,200,000	—
保険料収納必要額(I)=D-F+E+G-H	5,933,307,580	6,313,513,346	106.4%
予定保険料収納率(J)	98.0%	98.0%	—
保険料基準額[年額] (K)=I÷J÷A	78,000	81,100	104.0%
基金繰入予定額	300,000,000	350,000,000	116.7%
基金繰入後保険料額[年額]	74,100	76,600	103.4%

※第7期(平成30年度～令和2年度)、第8期(令和3年度～令和5年度)

4 介護給付費準備基金

単位：円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
年度末基金残高	372,132,933	410,949,052	393,694,052

5 介護保険料(所得段階区分別)

段階区分	基準	基準額 に対する 割合(%)	第8期 年額(円)	第7期 年額(円)	増加額 (円)	令和3年度 見込人数 (人)
第1所得段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者(世帯非課税者) ・本人及び世帯が住民税非課税者で合計 所得+課税年金収入が80万円以下	0.50	38,300	37,000	1,300	3,999
	低所得者保険料軽減措置適用後の金額	0.30	22,900	22,200	700	
第2所得段階	・本人及び世帯が住民税非課税者で合計 所得+課税年金収入が120万円以下(第1 段階該当者を除く)	0.65	49,700	48,100	1,600	2,230
	低所得者保険料軽減措置適用後の金額	0.50	38,300	37,000	1,300	
第3所得段階	・本人及び世帯が住民税非課税者で合計 所得+課税年金収入が120万円超	0.75	57,400	55,500	1,900	1,839
	低所得者保険料軽減措置適用後の金額	0.70	53,600	51,800	1,800	
第4所得段階	・本人が住民税非課税者で世帯内に住民 税課税者がいる場合で、合計所得+課税 年金収入が80万円以下	0.92	70,400	68,100	2,300	3,571
第5所得段階 (基準額)	・本人が住民税非課税者で世帯内に住民 税課税者がいる場合で、第4所得段階に該 当しない場合	1.00	76,600	74,100	2,500	4,598
第6所得段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が12 0万円未満	1.20	91,900	88,900	3,000	4,748
第7所得段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が12 0万円以上※(200)210万円未満	1.30	99,500	96,300	3,200	3,307
第8所得段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が※ (200)210万円以上※(300)320万円未 満	1.50	114,900	111,100	3,800	1,419
第9所得段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が※ (300)320万円以上400万円未満	1.60	122,500	118,500	4,000	545
第10所得段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が40 0万円以上	1.75	134,000	129,600	4,400	767

※所得等の基準欄中、※()内の数値は第7期計画の額

※見込人数欄は併徴者(特別徴と普通徴収の両方がある被保険者)を含んでいる